



15杉収第2793号
平成15年10月30日

東京都知事
石原 慎太郎 殿

杉並区長 山 田



都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）
事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成15年9月16日付け15環都影第200号で照会があった標記の件に
ついて、別紙のとおり意見を提出いたします。

連絡先

杉並区環境清掃部環境課庶務係 佐藤

電話 03-3312-2111

「都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）

事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見

1 全体的な意見

本事業に関する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、基本的な道路構造について「地下式等を計画している」とするのみで、「大深度地下」の文言は見受けられませんが、平成15年3月に国及び東京都が発表した「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）に関する方針について」では、「地上部への影響を小さくするため、極力、大深度地下を活用する」との方針が明記されておりますので、このことを前提に意見を述べます。

本事業は、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の施行後、初めて適用が想定される大深度地下を使用する事業であり、計画の策定、環境保全対策の検討に当たっては、可能な限り複数案の比較検討を行い、環境影響の回避・低減のため、厳正な調査及び検証を行っていただきたい。

その際、大深度地下を使用する事業においては、その事業計画が「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年4月3日閣議決定。以下「基本方針」という。）に適合していることが必要であると考えます。

基本方針は、環境保全の上で「特に配慮すべき事項」として、地下水位・水圧の低下、地盤変位、地層の化学反応、掘削土の処理、その他換気等の問題や長期的な振動等が人体に与える影響等を挙げております。

これらの項目については、方法書においても一定の扱いがなされているとは思いますが、重要な環境要素「水環境」が評価の項目に選定されておらず、わずかに「地盤」中の「水循環」で選定されているなど、必ずしも十分な扱いがなされていないと考えます。

これらの項目については、個別の評価項目ごとの意見の中で、考えを述べております。

なお、青梅街道インターチェンジについては、すでに杉並区としては、「設置には反対」という方針を国及び東京都にお伝えしたところです。今後、設置の有無について検討される際には、地元（杉並区）の意向を十分踏まえていただくよう強く要望いたします。

2 大気環境

方法書の段階においては、換気所等の位置、規模、構造等は明らかにされておりませんが、換気所の設置場所においては、周辺地域の大気環境の面的調査を実施していただきたい。

粉じん等

自動車の排ガス、タイヤの巻き上げ等による煤塵、粉じんの発生が予測され、また、換気所でも集塵装置等が必要となると考えますので、影響要因の区分〔自動車の走行〕及び〔換気所の存在又は供用〕においても評価項目に選定していただきたい。

また、窒素酸化物について、トンネル坑口や換気塔周辺における濃度の予測を適切に行うとともに、光化学オキシダントについても、事後調査における濃度測定の実施をご検討いただきたい。

3 騒音・振動

環境基準の達成状況等を地域として把握するため、中高層住宅における各階への影響も考慮しながら、面的な調査、予測及び評価を行っていただきたい。また、対象路線には住宅や教育施設が近接していることから、道路の構造や材質の選定などに十分な検討を行うとともに、室内における影響についても、必要に応じて評価していただきたい。

また、地下構造部からの振動を含め、長期的な振動等が人体に与える影響についても、厳正な調査、予測及び評価を行っていただきたい。

4 強風による風害

影響要因の区分〔換気所の存在又は供用〕において評価項目に選定されていますが、道路構造として嵩上式（高架構造）の区間がある場合には、影響要因の区分〔道路の存在〕においても選定していただきたい。

5 低周波音

地下構造物（地下鉄）の振動による低周波が、建物の基礎や杭を介して梁・柱に伝播することで、屋内生活空間の一部の人々へ影響を及ぼす実例があります。このことから外環道計画（トンネル構造）においても地下からの影響が考えられるため、影響要因の区分〔道路（地下式）の存在〕において評価項目に追加していただきたい。

6 水環境

水環境については、評価の項目が選定されておりませんが、特に大深度地下を活用した道路区間においては、基本方針が「特に配慮すべき事項」として地下水位・水圧の低下を挙げていることから、評価の大区分として選定し、十分な調査、予測及び評価を行うべきものと考えます。

対象路線の沿線は、武蔵野礫層からの湧水が多く見られる地域で、練馬区の石神井公園(三宝寺池)や富士見池、杉並区の善福寺公園(善福寺池)、井の頭公園(井の頭池)及び野川崖線が存在しています。この池や河川が集中している地域を縦断して計画されている外環道の地下トンネル形式での建設は、地下水はもとより、連続して存在する池や川に対して多大な影響を与えることが考えられます。

当区を例にとれば、区内の池や河川は貴重な水辺空間を提供しており、普段は取水やわずかな水量でかろうじて維持されていますが、万一、これらが枯渇又は水量が急減するような事態となれば、区民の憩いの場や景観なども含め、生活環境が大きく損なわれると考えます。

池や河川については、その形成成因、地形的位置、地質的な関係性、貯水量、流出入水量、深さ等について広範囲な調査を行い、事業の環境影響について厳正な予測及び評価を行っていただきたい。

また、浅層・深層における地下水の流向・流量等についても、シミュレーションを行う等、十分な調査、予測及び評価を行っていただきたい。

都立善福寺公園(善福寺池)の近辺を通る計画であるため、善福寺川や善福寺池の水に影響が及ぶ可能性があるため、影響要因の区分〔工事の実施〕において、〔水の濁り・水の汚れ〕についても調査、予測及び評価を行っていただきたい。

7 地形及び地質

方法書では、「換気所の設置位置や規模等については、今後検討する」とされていますが、ある地点に換気所を設置することになると、地形や地質への影響が考えられことから、影響要因の区分〔換気所の存在又は供用〕において評価項目に追加していただきたい。

8 地盤(水循環)

換気所の設置により、地盤沈下や水循環への影響が考えられことから、影響要因の区分〔換気所の存在又は供用〕において評価項目に追加していただき

たい。

方法書 110 頁の表 6-2-1 (7) の「調査の手法」の中では、「調査地域は、地下水の水位、水質に変化が生じるおそれがあると認められる地域とします。」と記述されていますが、同 84 頁の「地下水の利用状況」にも記述されているように、沿線には民間の浅井戸が多数存在していることを十分考慮され、広範囲にわたって詳細な調査を行っていただきたい。

その際、浅井戸であっても飲用に使用している可能性もあるので、水質調査項目は水道法に基づく水質基準を重要視することが求められると考えます。

また、「6 水環境」の項でも述べたとおり、沿線には多くの湧水が見られ、東京都におかれても、湧水及び湧水と河川を結ぶ水路の保護と回復を図る事業を進められております。湧水は枯渇や水質の悪化などの影響を受けやすいので、そのような環境影響を回避するため、沿線周辺を広範囲にわたって調査していただきたい。

9 電波障害

今後、テレビの地上波デジタル化に伴い、従来よりも影響が大きくなる可能性のある項目であると考えられます。このことを考慮された調査、予測及び評価を行っていただきたい。

10 動物

動物、植物及び生態系について、影響要因の区分〔換気所の存在又は供用〕において評価項目に追加していただきたい。

また、善福寺公園(善福寺池)は、「日本野鳥の会」による日本における野鳥観察の始まりの場所であり、現在でも有数のポイントであるため、本地域における水鳥の生態調査については、特にご配慮いただき、夜行性の鳥類の生息も予想されることから、必要に応じ夜間調査をご検討いただきたい。

11 植物

換気所の設置による周辺植物への影響が懸念されることから、影響要因の区分〔換気所の存在又は供用〕において評価項目に追加していただきたい。特に、当区を例にとれば、残された貴重な自然環境である都立善福寺公園、井草八幡宮などの樹木・樹林等への影響について十分な調査を行っていただきたい。

また、供用後の植物の変化を把握するための調査を実施していただきたい。

12 生態系

地形・地質、土壌などの環境、その地域で生息、生育する種や群集の生態、及びそれらの相互関係を詳細に調査するとともに、そこで予測される環境影響に着目しつつ、幅広い観点から注目される種や群集を選定していただきたい。

13 景 観

景観への影響が大きいと予想されるトンネル坑口や換気所その他道路の地上部において、特に留意した調査、予測及び評価を行っていただきたい。

また、東京都景観条例の趣旨に基づき、沿線各地域の地形、自然、まち並み、歴史性などについて十分にご検討いただき、周辺地域との調和、優れた景観の創出を図ることに必要な調査項目を設定していただきたい。

14 史跡・文化財

方法書では、「換気所の設置位置や規模等については、今後検討する」となっていますが、ある地点に換気所を設置することにより、施工が開削工法となります。沿線は、都立善福寺公園や井草八幡宮などを始めとして、多くの史跡や埋蔵文化財包蔵地が存在するので、今後、事業の計画が詳細化されていくことに対応して、慎重にご検討いただき、影響評価の区分〔換気所の存在又は供用〕においても評価項目に追加していただきたい。

15 人と自然との触れ合いの活動の場

影響要因の区分〔換気所の存在又は供用〕において評価項目に追加していただきたい。

沿線には、貴重な自然環境の残る都立善福寺公園、井草八幡宮、石神井公園(三宝寺池)、井の頭公園(井の頭池)や野川など、人と自然との触れ合い活動の場が数多く存在します。これらが損なわれることのないよう的確な調査、予測及び評価を行っていただきたい。

16 廃棄物等

当該事業により発生した残土を含めた廃棄物等に関しては、その排出先を明らかにするとともに、排出先における土壌等への影響についても、必要に応じ評価を行っていただきたい。また、工法の検討に当たっては、建設汚泥の発生量の低減を図っていただきたい。

17 地層の化学反応

沿線の大深度地下における還元性を示す地層の有無を調査し、酸化反応による環境影響を回避するため、的確な予測及び評価を行っていただきたい。

18 災害時の環境影響

大深度地下区間において、万一、火災・爆発等の災害が発生した場合に、地上部等にどのような環境影響が生じるか、調査、予測及び評価を行っていただきたい。

また、地震を想定した場合、活断層についても事前の調査を行っていただきたい。

19 その他の事項

都心部ではヒートアイランド現象の発生が年々増加する傾向にあります。その中において、例えば善福寺地域は明瞭な低温域を形成しています。この地域においては、外環道計画による自動車からの人工排熱の影響が考えられるため、「人工排熱による影響」（気温の上昇等）を評価項目に追加していただきたい。